

入札公告 兼 入札説明書

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び国保中央病院組合契約規則（平成 13 年 4 月 1 日国保中央病院組合規則第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により、公告します。

令和 5 年 5 月 16 日

国保中央病院組合
管理者 森 章浩

1 競争入札に付する事項

(1) 入札物件

栄養科・人工透析室 空調機器購入及び設置業務

(2) 入札物件の数量及び特質

栄養科・人工透析室 空調機器購入及び設置業務 1 式

※詳細は、別紙仕様書によります。

(3) 施工期限

令和 5 年 8 月 31 日（木）

※可能な限り、早期の施工に努めること。

(4) 納入場所

奈良県磯城郡田原本町宮古 404-1 国保中央病院 地下 1 階 栄養科厨房内
本館 2 階 人工透析室

(5) 入札方法

- ① 本入札は、郵便入札で行います。入札書の提出方法は郵送のみとし、持参その他の方法によるものは無効となりますので、ご注意ください。
- ② 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、当該加算される額を考慮して、入札書に記載してください。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 国保中央病院組合契約規則第 3 条第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 取扱営業種目が物品製造等の「その他機器類」で国保中央病院組合又は川西町、

三宅町、田原本町、広陵町（以下「4 町」という。）に競争入札等参加資格登録している者であること。

(3) 公告で定めた開札日時において、国保中央病院組合又は 4 町の物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

(4) 本調達内容の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であること。

(5) 本調達内容に関し、迅速なアフターサービスを実施できる体制が整備できると。

(6) その他、公告内容に記載されている条件を満たしていること。

3 日程

この入札に関する日程は次のとおりです。

条件付き一般競争入札の公告	令和5年 5月 16日（火）
入札資料配布期間	令和5年 5月 16日（火）～ 5月 26日（金）
説明会	行いません。
質問の受付	令和5年 5月 16日（火）～ 5月 25日（木）
質問の回答	随時回答し、最終回答は令和5年 5月 26日（金）
入札参加資格審査申請書等の提出期間	令和5年 5月 16日（火）～ 5月 26日（金）
入札参加決定通知日	令和5年 5月 29日（月）
入札日	令和5年 6月 8日（木）
契約日	令和5年 6月 12日（月）

4 条件付き一般競争入札の公告

(1) 公告

① 期 間 : 令和5年 5月 16日（火）から契約締結日まで。

② 公告場所 : 国保中央病院ホームページ

5 入札参加資格の確認等

(1) この入札に参加される事業者は、以下のとおり入札参加資格審査申請書を提出してください。（参加に要する費用は参加者の負担とします。）

① 受付期間 : 令和5年 5月 16日（火）～ 5月 26日（金）まで。

② 受付時間 : 9時00分から17時00分まで（12時15分～13時15分及び土・日は除く）

- ③ 受付場所 : 国保中央病院組合 経営管理課
- ④ 提出方法 : 持参又は郵送(書留郵便に限る。)
- (2) 提出書類 : 下記のとおり各 1 部を提出。
 - ① 入札参加資格審査申請書(様式第 1 号)
 - ② 納入(供給)確約書(様式第 3 号)
 - ※ ②は、確実に納入できるとする証明です。
- (3) 封筒等の不受理
 - 上記提出書類等のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、受け付けないものとし、別に定める不受理通知書を添え普通郵便により、差出人に返送します。
 - ① 一般書留又は簡易書留のいずれかの方法以外の方法により郵送された封筒
 - ② 到達期限を過ぎて郵送された封筒
 - ③ 電子メール、FAXで到達した書類
- (4) 入札参加資格の確認により入札参加を認められた者は、直ちに担当者の電話、FAX又は電子メールの連絡先に通知のうえ、競争入札参加決定通知書を発送いたします。
- (5) 電話等による入札参加資格の結果確認や他者の応募状況等の問い合わせには一切応じません。

6 説明会

行いません。ただし、必ず事前に現場確認を行ってください。その際、経営管理課まで連絡し、日程を調整してください。

※栄養科は、平日の 12 時 00 分～13 時 30 分。人工透析室は、火曜日または木曜日の 14 時以降。ただし、人工透析室と栄養科を同日に希望する場合、栄養科は 15 時 30 分以降とし、確認に入ることができるのは 1 名に限ります。

7 質問の受付及び回答

- (1) この入札に関する質問の受付期間
 - ① 令和 5 年 5 月 16 日(火)～5 月 25 日(木)まで。
(土・日を除く平日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで、ただし 5 月 25 日は 16 時 00 分まで)
 - ② 質疑が生じた場合は、質疑書(様式第 4 号)により FAX で送信し、電話に

より到着の有無を確認してください。

担当課：国保中央病院組合 経営管理課

TEL 番号 0744-32-8800（代表） FAX 番号 0744-32-8811

(2) 回答

質問内容及びそれに対する回答を随時に国保中央病院ホームページに掲載します。最終回答日時は令和5年5月26日（金）17時00分です。回答を変更することがありますので、最終回答をホームページで確認してください。

ホームページURL：<https://www.kokuho-hp.or.jp/>

8 入札書の提出方法等

(1) 提出方法

入札書の提出方法は郵送のみとし、持参その他の方法によるものは無効とします。

(2) 郵送方法

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとし、普通郵便その他の方法によるものは無効とします。なお、開札が終わるまで差出控えを保管しておいてください。

(3) 到達期限

令和5年6月7日（水）

※郵便事情を考慮した上で郵送してください。また、郵便物が到着しているか否かの問い合わせについては一切応じません。

(4) 入札書の提出

所定の入札書（様式第5号）を提出してください。

(5) 封筒等の記載方法等

① 初度入札、再度入札用の内封筒2通を用意してください。それぞれに「令和5年6月8日開札 栄養科・人工透析室 空調機の購入及び設置業務にかかる入札書（初度入札）、入札者住所、商号、会社名、代表者名」、「令和5年6月8日開札 栄養科・人工透析室 空調機の購入及び設置業務にかかる入札書（再度入札）、入札者住所、商号、会社名、代表者名」を記載し、代表者印を押印してください。（「郵便入札による入札書封筒の記載方法等」参照）

② ①の内封筒に入札書を入れ封印します。

③ 外封筒には11（5）に定める住所と国保中央病院組合企画総務課長宛での親展とし、「令和5年6月8日開札 栄養科・人工透析室 空調機の購入及び設置業務にかかる入札書在中」と記載してください。

（「郵便入札による入札書封筒の記載方法等」参照）

④ ②の内封筒（封印した入札書）を③の外封筒に入れて、一般書留又は簡易書留で郵送してください。

⑤ 予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（２回目）の入札を行いますが、辞退する場合は様式第 7 号入札辞退届に再度入札辞退と記載し、外封筒に同封してください。

（6） 入札書の日付は、令和 5 年 6 月 8 日としてください。

（7） 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

（8） 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が 1 通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした 2 以上の入札に該当するものとし、無効の取り扱いとなります。

（9） 入札書の撤回等

入札書が国保中央病院に到達した日をもって入札書の提出があったものとみなし、これ以降、入札書の撤回、書換え又は引換え等（辞退を除く。）は一切認めません。

（10） 辞退

入札を辞退する場合は、開札までに入札辞退届（様式第 7 号）を 11（5）に示す契約担当課に持参又は郵送により提出してください（入札日前日までに必着）。

（11） その他

① 入札書の提出等に要する費用は入札者の負担とします。

② 入札書の到達確認等の問い合わせには一切応じません。

9 開札

提出された入札書は、入札参加者又は入札参加者の代理人に対して、公開で次のとおり開札します。開札への立会いは任意ですが、1 業者につき 1 名のみの立会とし、立会の際には入札執行者の指示に従ってください。立会いを希望される場合は、競争入札参加決定通知書を持参して、開札場所が開札日時までに集合してください。なお、代理人が立ち会う場合は、競争入札参加決定通知書を持参のうえ、立会人委任状（様式第 6 号）を提出してください。入札参加者又は入札参加者の代理人が立会わない場合は、本件入札事務に関係のない職員を立会わせませす。

（1） 開札日時

令和 5 年 6 月 8 日（木）10 時 00 分

- (2) 開札場所
奈良県磯城郡田原本町宮古 404-1
国保中央病院 緩和ケア病棟 1 階 ASUKA ホール
- (3) 落札者の決定
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (4) 同額の入札者が 2 者以上ある場合の落札者の決定
落札者となるべき同額の入札者が 2 者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。開札立会人がいない場合には、入札に関係のない職員がくじ引きを行うこととなります。
- (5) 2 回の入札を行った結果、予定価格に達せず落札者のない場合は、2 回目の入札で最低価格を提示した者と随意契約締結の協議を行うことがあります。
- (6) 入札書の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、国保中央病院組合契約規則第 12 条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

10 辞退について

入札を辞退する場合は、入札執行日の前日午後 3 時までに入札辞退届（様式第 7 号）を国保中央病院組合経営管理課まで提出してください。

11 契約について

- (1) 入札保証金
免除とします。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は国保中央病院組合契約規則第 18 条の規定に基づき、損害賠償を請求する場合があります。
- (2) 契約保証金
契約締結と同時に契約期間で発生する金額総額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付してください。ただし、受託者が次の①もしくは②に該当するものであるときは、契約保証金を免除します。
 - ① 保険会社との間に国保中央病院を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 過去 2 年間に国又は官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しない

こととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の作成の要否

要します。

(4) 支払いの条件

受注者は契約を履行し検査完了後、請求書を提出してください。請求書の受理日から1ヶ月以内に支払うこととします。

(5) 契約を担当する者の名称、所在地等

〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古 404-1

国保中央病院組合 経営管理課

TEL 0744-32-8800 FAX 0744-32-8811

(6) 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次の①から⑦までに該当する事由があると認められたときは、契約を締結しないものとします。

① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者。

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

⑥ この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方とした場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、国保中央病院組合が下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(7) 契約の解除

契約締結後、契約者について(6)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を国保中央病院組合に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は国保中央病院組合契約規則第32条第2項の損害賠償金を納付しなければなりません。